

平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社エス・イー・ラボ
代 表 者 取締役社長 高橋 正行
コード番号 4 7 8 9
問 合 先 執行役員
管理本部企画部長 田中 克也
電 話 0 3 - 6 7 3 6 - 4 7 8 9

当社の完全子会社化のための定款一部変更および全部取得条項付株式の 取得に関する承認決議ならびに基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成21年4月7日付「定款の一部変更および全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成21年4月7日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付株式」といいます。）の全部の取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）ならびに普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付株式の取得に関する決議に基づき、平成21年6月25日を基準日として定め、同日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付株式の株主様（ただし、当社を除きます。以下「全部取得条項付株主様」といいます。）をもって、その所有する全部取得条項付株式を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付株式1株につき22万分の1株の割合をもって当社のA種種類株式を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款一部変更の内容

当社は、平成21年4月7日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容による当社定款の一部変更および全部取得条項付株式の全部の取得について必要なご承認をいただくための本臨時株主総会ならびに以下②の内容による当社定款の一部変更について必要なご承認をいただくための本種類株主総会を本日開催いたしました。

- ① 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）の施行に伴う定款の文言の形式的な変更を行うこと（以下「定款一部変更の件Ⅰ」といいます。）。
- ② 上記①にかかる変更後の定款の規定を追加変更し、全部取得条項付株式の取得の対価となるA種種類株式を発行する旨の定めを新設すること、また、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設すること（以下「定款一部変更の件Ⅱ」と総称します。）。
- ③ 会社法第171条および上記②にかかる変更後の定款に基づき、当社が全部取得条項付株主様から全部取得条項付株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、その所有する全部取得条項付株式1株につき当社A種種類株式を22万分の1株の割合をもって交付すること。

II. 株券の電子化に伴う定款一部変更（定款一部変更の件Ⅰ）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

定款一部変更の件Ⅰおよびこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました（本臨時株主総会第1号議案にかかる定款変更の内容は、平成21年4月7日付当社プレスリリースの「第1. 定款一部変更Ⅰ（決済合理化法の施行に伴う定款文言の変更）」に記載のとおりです。）。

2. 定款変更の効力発生

定款一部変更の件Ⅰにかかる定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって既に生じております。

III. 当社の完全子会社化のための定款一部変更（定款一部変更の件Ⅱ）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

定款一部変更の件Ⅱおよびこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案および第3号議案ならびに本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました（本臨時株主総会第2号議案および第3号議案ならびに本種類株主総会における議案にかかる定款変更の内容は、平成21年4月7日付当社プレスリリースの「第2. 定款一部変更Ⅱ（完全子会社化に関する定款の変更）」に記載のとおりです。）。

2. 定款変更の効力発生

定款一部変更の件Ⅱのうち、定款一部変更の件Ⅱ①にかかる定款変更（本臨時株主総会第2号議案）にかかる定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって既に生じております。また、定款一部変更の件Ⅱ②（本臨時株主総会第3号議案および本種類株主総会における議案）にかかる定款変更の効力は、本臨時株主総会および本種類株主総会における承認可決をもって平成21年6月26日に生じます。

IV. 全部取得条項付株式の取得の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付株式の取得は、本臨時株主総会における第4号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成21年4月7日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条および定款一部変更の件Ⅱにかかる変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付株主様から全部取得条項付株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更の件Ⅱにかかる変更後の定款により設けられる当社A種種類株式を、全部取得条項付株式1株につき22万分の1株の割合をもって交付するものです。

2. 全部取得条項付株式の取得の効力発生

全部取得条項付株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって、定款一部変更の件Ⅱにかかる定款変更の効力が発生することを条件として、平成21年6月26日（以下「取得日」といいます。）に生じます。

3. 全部取得条項付株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付株式の取得の効力が生じた場合、当社は、上記のとおり本日開催の取締役会において基準日として定めた平成21年6月25日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付株主様の有する全部取得条項付株式の全てを取得し、これと引換えに、その所有する全部取得条項付株式1株につき当社A種種類株式を22万分の1株の割合をもって交付いたします。

この結果、ITホールディングス株式会社（以下「ITホールディングス」といいます。）を除く全部取得条項付株主様に対して取得対価として割り当てられる当社A種種類株式は、

1株未満の端数となる予定です。このように割り当てられる当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付株式取得の効力が生じた場合、全部取得条項付株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも下記の売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、会社法第234条第4項の規定に基づき当社が買い取ることもまたはITホールディングスに売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付株主様が保有する当社普通株式数に金298円（ITホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各全部取得条項付株主様に交付できるような価格とすることを予定しております。

ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

V. 全部取得条項付株式の取得に関する今後の日程の概略（予定）

全部取得条項付株式取得の基準日設定公告	平成21年5月20日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更の公告	平成21年5月20日（水）
整理銘柄への指定	平成21年5月20日（水）
普通株式の最終売買日	平成21年6月19日（金）
普通株式の上場廃止日	平成21年6月20日（土）
全部取得条項付株式取得の基準日	平成21年6月25日（木）
定款一部変更の件Ⅱ②にかかる定款変更の効力発生日	平成21年6月26日（金）
全部取得条項付株式取得の効力発生日およびA種種類株式交付の効力発生日	平成21年6月26日（金）

上記定款一部変更の結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成21年5月20日から平成21年6月19日の間、整理銘柄に指定された後、平成21年6月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。なお、全部取得条項付株式の株主様に対して当社が交付するA種種類株式については、大阪証券取引所に対する上場申請は行いません。

以 上